

加美町は、4月27日に別紙「JRE 宮城加美町ウィンドファームに関する協定書（案）」と町作成の「協定書の説明」を配布し、協定書の条文について解説した。しかしながら、同協定書案の条文及びその解説には、多くの疑問点があることから、「条文及び（町側の）解説の疑問点」としてまとめた。

条

協定書(第1)の 条文

加太町 作成の 解説

条文及び解説の疑問点

(風力発電施設の設置)

乙は、事業実施区域に次の風力発電施設を設置し、風力発電事業を実施するものとする。

事業名	機種	基数	発電所出力	事業実施期間
JRE 宮城 加美町 ウインド フレーム	V117-4.2MW (Vestas 社製)	10基	42,000kW	2024年 4月1日 から20年間

(事業内容の周知及び苦情等への対応)

乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、町民等の不安解消及び事業内容の周知徹底を図るため適切な説明を行うものとする。

2 甲は、乙の風力発電施設の設置及び運営に関する第三者からの異議、苦情等に対しては、乙と協議するとともに、町民等の不安解消及び事業に対する理解増進のため協力するものとする。

3 乙は、甲に対し、以下の事項を報告するものとする。

時期等	報告内容
本協定書締結時	風力発電施設の運転計画、解体・撤去に係る費用の積立計画
風力発電施設の運転開始後1年目から15年目	風力発電施設の運転状況
風力発電施設の運転開始後16年目から20年目	風力発電施設の運転状況 風力発電施設の解体・撤去に係る費用の積立状況

風力発電施設の概要及び事業実施期間。

事業者は、町民等の不安解消及び事業内容の周知徹底を図る。今年度については、チラシの全戸配布や工事現場の見学会が予定されている。

町は、事業に対する異議、苦情等に対して、事業者と協議をするとともに、町民等の不安解消及び事業に対する理解増進のため協力する。

事業者は町に対し、協定締結時には風力発電施設の発電計画(kWh)、解体・撤去に係る費用と積立計画を報告する。

運転開始後1年目から15年目までは、風力発電施設の発電計画と実績(kWh)を報告し、16年目以降は、それに加え、風力発電施設の解体・撤去に係る費用の積立状況を報告する。

融資の返済状況を加味して積立時期が16年目となっている。事業者は、銀行との関係において、利益配当や銀行への返済より優先して解体費用を積み立てることとしており、また、事業者が自由に出入りできないよう外部積立が行われる。

・積立費用を協定書内で明記すべき。

・積立費用の妥当性の検討が必要。

・撤去費用の積立では、1年目から行うべき。

・積立を利益配当や返済より優先することや、外部積立が行われることも協定書本文に入れなければ法的な効力がない。

第2条

第3条	<p>(事故時の措置)</p> <p>乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり重大な故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとるとともに速やかにその状況を甲に報告した上で、原因究明と再発防止策を講じるものとする。</p>	<p>事業者は、毎日監視データの確認や月次点検、風車メーカーによる保守管理などの管理体制により安全な運営に努め、未然に事故を防ぐ計画となっている。</p> <p>万が一、故障、破損等の事故が発生したときは、事業者が直ちに応急の措置をとるとともに、町へ速やかな状況報告をした上で、原因究明と再発防止策が講じられる。</p>	<p>・「努める」というのは、努力すればよく、結果的に修復できなくとも事業者は責任を問われない。「事業者の責任で復旧する」としなければ協定書の問題は解決しない。</p> <p>・解説では、協定の条文中に書いてないことまで、書かれており、きちんと協定に書かれていないと効力がない。</p>
第4条	<p>(自然災害時の措置)</p> <p>乙は、事業実施区域において、自然災害により地形等に本件事業の遂行に支障となる程度の修繕または修復の必要が生じた場合、乙は、土地所有者と協議の上、積極的に復旧に努めるものとする。</p>	<p>町と事業者の条件付地上権設定契約書第6条第2項において、自然災害等により、地上権対象土地に事業の遂行の支障となる程度の瑕疵が発生した場合に、事業者は町に代わり復旧・修復をすることができるとしている。</p> <p>本条文では、地上権対象土地だけでなく、風車ヤード、風車管理用道路及び羽根の旋回範囲下を含む事業実施区域における自然災害時において、事業の遂行に支障となる程度の修繕の必要が生じた場合、事業者は、土地所有者と協議の上、事業者の費用負担により積極的な復旧に努めることとしている。</p> <p>支障となる程度について、事業者は、風力発電設備を動かすための支障だけでなく、設置しておくことにより周りに悪影響を及ぼすことが考えられる場合なども、事業者が責任を持って対応することとしている。</p>	<p>・事業者に故意過失がある損害を事業者が保障するのは法律上当然のことである。</p> <p>・「第三者機関の調査」「原因が特定できない場合」などは、協定に記載がないと効力がない。</p>
第5条	<p>(補償)</p> <p>事業実施区域、事業実施区域の周辺施設及び事業実施区域の周辺に居住する住民等に損害が発生した場合において、その原因が乙の事業活動に起因していないことが明らかである場合を除き、乙は、自己の責任において原因を調査するものとする。調査の結果、乙の故意又は過失によって当該損害が発生したことが判明した場合には、乙は、当該損害を賠償するものとする。</p>	<p>事業実施区域の周辺住民等に損害が発生した場合、その原因が事業に起因していないことが明らかである場合を除き、事業者は、第三者調査機関により原因を調査する。調査の結果、事業に起因すると判明した場合は補償することとしている。</p> <p>原因が特定できない場合、単純に補償されないものではなく、事業者が真摯に対応し、双方の納得がいくよう協議される。</p>	<p>・「努める」は努力のみで足りる</p>
第6条	<p>(公害防止等)</p> <p>乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、法令等の</p>	<p>事業者は、風力発電施設の設置及び運営にあたり法令等を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるもの。</p>	<p>・「努める」は努力のみで足りる</p>

	規定を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。		
	(事業活動の廃止等) 乙は、本件事業を廃止又は休止しようとするときは、甲と事前協議するものとする。 2 事業実施期間終了後または事業実施期間の途中で本件事業を廃止する場合、乙は、自己の費用と責任において、事業実施区域の地権者との借地契約に従って、風力発電施設の解体・撤去等を行うものとする。	町と事業者の条件付地上権設定契約書第9条において、地上権が消滅した場合、事業者は、消滅した日から18か月以内に、地上権対象土地上に設置した物を撤去した上で、町に地上権対象土地を明け渡すとしている。 本条文では、事業を廃止または休止するときは町に事前協議し、廃止時には事業者の費用と責任において、解体・撤去をすることとされている。	
第7条	(地元からの優先的な物品等の調達) 乙は、風力発電施設の設定及び運営にあたり、地元から優先的に物品調達や雇用等を行い、地域経済の発展に寄与するよう努めるものとする。	事業者は、風力発電施設の設定及び運営にあたり、地元からの優先的な物品調達、雇用等を行い、地域経済の発展に寄与するよう努める。 これまでの工事において、建設会社、林業会社、燃料会社、コンクリート会社等の町内企業が活用されており、稼働後は地元からの雇用が予定されている。	・「努める」というのは、努力すればよく、結果は伴わなくても責任を問われない。
第8条	(地域貢献等) 乙は、本件事業の実施にあたり、甲と協議し、自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援、環境教育などに資する地域貢献を積極的に行うものとする。 2 乙は、甲に対し、自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援などを目的として、事業実施期間中、毎年4月末までに当年度分10,000,000円の寄付を実施する。	事業者は、町と協議し、町や地域に対して自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援、環境教育などに資する地域貢献を積極的に行うものとする。 また、町に対し、毎年1千万円の寄付が実施される。 これまで、土地所有者に対する相続登記の助成、地元組合管理地の農道復旧、地元振興会の集会所改修などが行われている。 別途、JRE 本社による地域貢献として、他地域では高校生への奨学金制度の実施や新小学生へのランドセル購入補助が行われており、本事業においても同様の支援が検討されている。	・毎年1000万円寄付を受けたとしても、地上権設定契約の根本的な問題が解決されていないければ、町にとって利益とは言えない。
第9条	(取付道路等の利用) 乙は、町内の林業振興及び森林整備の推進のために協力するものとする。なお、本事業により整備した取付道路及び管理用道路の利用の申し入れがあった場合は甲乙協議のうえ決定する。	事業者は、町内の林業振興及び森林整備の推進のために協力する。事業により整備した取付道路及び管理用道路の利用の申し入れがあった場合には、町と協議の上決定する。	・町有地内の取付道路や管理用道路を事業者が独占するのはおかしい。町民に開放すべき。
第10条			

第 11 条	<p>乙は、町内で災害等により停電が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所有する施設に対して、法制度の変更等により、一時的な電力供給等が可能になった場合には、これを積極的に検討するものとする。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>乙は、本事業を第三者に譲渡する場合、事前に甲に報告するとともに、本協定書に定める乙の地位を当該第三者に承継するものとする。</p>	<p>災害等により停電が発生し、又は発生するおそれがある場合、現状では電力の供給ができないが、今後、法制度の変更等により公共施設への供給が可能となった場合には、積極的に検討するものとする。</p> <p>事業者は、本事業を第三者に譲渡する場合、事前に町に報告するとともに、本協定書に定める事業者の地位を当該第三者に承継するものとする。</p>	<p>・「検討する」というのは、まだ何も決まっていない。</p>
第 12 条	<p>(有効期間)</p> <p>この協定の有効期間は、協定締結の日から乙が本件事業を終了し風力発電施設が撤去された日までとする。</p>	<p>この協定の有効期間は、協定締結の日から乙が本件事業を終了し風力発電施設が撤去された日までとする。</p>	
第 13 条	<p>(その他)</p> <p>この協定に関して、疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。</p>	<p>この協定に関して、疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。</p>	
第 14 条			

JRE 宮城加美町ウインドファームに関する協定書（案）

加美町（以下「甲」という。）と、合同会社 JRE 宮城加美（以下「乙」という。）とは、別紙 1 に記載する宮城県加美郡加美町字漆沢大野 1 番 6 他 38 筆（以下「事業実施区域」という。）において乙が行う JRE 宮城加美町ウインドファーム（以下「本件事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（風力発電施設の設置）

第 1 条 乙は、事業実施区域に次の風力発電施設を設置し、風力発電事業を実施するものとする。

事業名	機種	基数	発電所出力	事業実施期間
JRE 宮城加美町ウインドファーム	V117-4.2MW (Vestas 社製)	10 基	42,000kW	2024 年 4 月 1 日から 20 年間

（事業内容の周知及び苦情等への対応）

第 2 条 乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、町民等の不安解消及び事業内容の周知徹底を図るため適切な説明を行うものとする。

2 甲は、乙の風力発電施設の設置及び運営に関する第三者からの異議、苦情等に対しては、乙と協議するとともに、町民等の不安解消及び事業に対する理解増進のため協力するものとする。

3 乙は、甲に対し、以下の事項を報告するものとする。

時期等	報告内容
本協定書締結時	➤ 風力発電施設の運転計画、解体・撤去に係る費用の積立計画
風力発電施設の運転開始後 1 年目から 15 年目	➤ 風力発電施設の運転状況
風力発電施設の運転開始後 16 年目から 20 年目	➤ 風力発電施設の運転状況 ➤ 風力発電施設の解体・撤去に係る費用の積立状況

（事故時の措置）

第 3 条 乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり重大な故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとるとともに速やかにその状況を甲に報告した上で、原因究明と再発防止策を講じるものとする。

（自然災害時の措置）

第 4 条 乙は、事業実施区域において、自然災害により地形等に本件事業の遂行に支障となる程度の修繕または修復の必要が生じた場合、乙は、土地所有者と協議の上、積極的に復旧に努めるものとする。

（補償）

第 5 条 事業実施区域、事業実施区域の周辺施設及び事業実施区域の周辺に居住する住民等に損害が発生した場合において、その原因が乙の事業活動に起因していないことが明らかである場合を除き、乙は、自己の責任において原因を調査するものとする。調査の結果、乙の故意又は過失によって当該損害が発生したことが判明した場合には、乙は、当該損害を賠償するものとする。

（公害防止等）

第 6 条 乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、法令等の規定を遵守し、公害の発生

防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

(事業活動の廃止等)

第7条 乙は、本件事業を廃止又は休止しようとするときは、甲と事前協議するものとする。
2 事業実施期間終了後または事業実施期間の途中で本件事業を廃止する場合、乙は、自己の費用と責任において、事業実施区域の地権者との借地契約に従って、風力発電施設の解体・撤去等を行うものとする。

(地元からの優先的な物品等の調達)

第8条 乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、地元から優先的に物品調達や雇用等を行い、地域経済の発展に寄与するよう努めるものとする。

(地域貢献等)

第9条 乙は、本件事業の実施にあたり、甲と協議し、自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援、環境教育などに資する地域貢献を積極的に行うものとする。
2 乙は、甲に対し、自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援などを目的として、事業実施期間中、毎年4月末までに当年度分10,000,000円の寄付を実施する。

(取付道路等の利用)

第10条 乙は、町内の林業振興及び森林整備の推進のために協力するものとする。なお、本事業により整備した取付道路及び管理用道路の利用の申し入れがあった場合は甲乙協議のうえ決定する。

(非常時の電力供給検討)

第11条 乙は、町内で災害等により停電が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所有する施設に対して、法制度の変更等により、一時的な電力供給等が可能になった場合には、これを積極的に検討するものとする。

(地位の承継)

第12条 乙は、本事業を第三者に譲渡する場合、事前に甲に報告するとともに、本協定書に定める乙の地位を当該第三者に承継するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から乙が本件事業を終了し風力発電施設が撤去された日までとする。

(その他)

第14条 この協定に関して、疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

(以下余白)

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲：宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加美町長 猪股 洋文

乙：東京都港区六本木六丁目2番31号

六本木ヒルズノースタワー15階

合同会社 JRE 宮城加美

代表社員

一般社団法人サポートホールディングス JRE 宮城加美

職務執行者 赤津 忠祐

別紙 1 (事業実施区域)

No.	住所	地積 (㎡)	備考
1	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 6	199, 108	
2	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 14	25, 210	
3	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 15	37, 328	
4	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 21	43, 743	
5	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 22	92, 694	
6	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 23	70, 955	
7	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 24	91, 833	
8	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 27	74, 704	
9	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 28	84, 951	
10	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 29	79, 157	
11	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 30	85, 927	
12	加美郡加美町字漆沢大野 1 番 35	48, 292	
13	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 8	10, 296	
14	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 9	5, 177	
15	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 10	1, 574	
16	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 11	7, 776	
17	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 12	9, 861	
18	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 13	644	
19	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 17	1, 336	1 番 6 から分筆
20	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 18	2, 071	1 番 6 から分筆
21	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 19	556	1 番 6 から分筆
22	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 20	978	1 番 6 から分筆
23	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 21	483	1 番 8 から分筆
24	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 22	297	1 番 8 から分筆
25	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 23	362	1 番 9 から分筆
26	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 24	333	1 番 9 から分筆
27	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 25	164	1 番 9 から分筆
28	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 26	1, 056	1 番 10 から分筆
29	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 27	241	1 番 10 から分筆
30	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 28	483	1 番 11 から分筆
31	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 29	280	1 番 11 から分筆
32	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 30	484	1 番 12 から分筆
33	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 31	282	1 番 12 から分筆
34	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 32	431	1 番 12 から分筆
35	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 33	341	1 番 13 から分筆
36	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 34	247	1 番 13 から分筆
37	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 35	294	1 番 13 から分筆
38	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 36	92	1 番 13 から分筆
39	加美郡加美町字芋沢横欠 1 番 37	119	1 番 13 から分筆

協定書の説明

条

条文

解説

(風力発電施設の設置)
 乙は、事業実施区域に次の風力発電施設を設置し、風力発電事業を実施するものとする。

事業名	機種	基数	発電出力	事業実施期間
JRE 宮城 加美町 ウインド ファーム	V117-4.2MW (Vestas 社製)	10基	42,000kW	2024年 4月1日 から20年間

風力発電施設の概要及び事業実施期間。

(事業内容の周知及び苦情等への対応)

乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、町民等の不安解消及び事業内容の周知徹底を図るため適切な説明を行うものとする。

2 甲は、乙の風力発電施設の設置及び運営に関する第三者からの異議、苦情等に対しては、乙と協議するとともに、町民等の不安解消及び事業に対する理解増進のため協力するものとする。

3 乙は、甲に対し、以下の事項を報告するものとする。

時期等	報告内容
本協定書締結時	風力発電施設の運転計画、解体・撤去に係る費用の積立計画
風力発電施設の運転開始後1年目から15年目	風力発電施設の運転状況
風力発電施設の運転開始後16年目から20年目	風力発電施設の運転状況 風力発電施設の解体・撤去に係る費用の積立状況

事業者は、町民等の不安解消及び事業内容の周知徹底を図る。今年度については、チラシの全戸配布や工事現場の見学会が予定されている。

町は、事業に対する異議、苦情等に対して、事業者と協議をすることともに、町民等の不安解消及び事業に対する理解増進のため協力する。

事業者は町に対し、協定締結時には風力発電施設の発電計画(kWh)、解体・撤去に係る費用と積立計画を報告する。

運転開始後1年目から15年目までは、風力発電施設の発電計画と実績(kWh)を報告し、16年目以降は、それに加え、風力発電施設の解体・撤去に係る費用の積立状況を報告する。

融資の返済状況を加味して積立時期が16年目となっている。事業者は、銀行との関係において、利益配当や銀行への返済より優先して解体費用を積み立てることとしており、また、事業者が自由に出入りできないよう外部積立が行われる。

<p>第3条</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり重大な故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとるとともに速やかにその状況を甲に報告した上で、原因究明と再発防止策を講じるものとする。</p>	<p>事業者は、毎日監視データの確認や月次点検、風車メーカーによる保守管理などの管理体制により安全な運営に努め、未然に事故を防ぐ計画となっている。</p> <p>万が一、故障、破損等の事故が発生したときは、事業者が直ちに応急の措置をとるとともに、町へ速やかな状況報告をした上で、原因究明と再発防止策が講じられる。</p>
<p>第4条</p> <p>(自然災害時の措置)</p> <p>乙は、事業実施区域において、自然災害により地形等に本件事業の遂行に支障となる程度の修繕または修復の必要が生じた場合、乙は、土地所有者と協議の上、積極的に復旧に努めるものとする。</p>	<p>町と事業者の条件付地上権設定契約書第6条第2項において、自然災害等により、地上権対象土地に事業の遂行の支障となる程度の瑕疵が発生した場合に、事業者は町に代わり復旧・修復をすることができるとしている。</p> <p>本条文では、地上権対象土地だけでなく、風車ヤード、風車管理用道路及び羽根の旋回範囲下を含む事業実施区域における自然災害時において、事業の遂行に支障となる程度の修繕の必要が生じた場合、事業者は、土地所有者と協議の上、事業者の費用負担により積極的な復旧に努めることとしている。</p> <p>支障となる程度について、事業者は、風力発電設備を動かすための支障だけでなく、放置しておくことにより周りに悪影響を及ぼすことが考えられる場合なども、事業者が責任を持って対応することとしている。</p>
<p>第5条</p> <p>(補償)</p> <p>事業実施区域、事業実施区域の周辺施設及び事業実施区域の周辺に居住する住民等に損害が発生した場合において、その原因が乙の事業活動に起因していないことが明らかである場合を除き、乙は、自己の責任において原因を調査するものとする。調査の結果、乙の故意又は過失によって当該損害が発生したことが判明した場合には、乙は、当該損害を賠償するものとする。</p>	<p>事業実施区域の周辺住民等に損害が発生した場合、その原因が事業に起因していないことが明らかである場合を除き、事業者は、第三者調査機関により原因を調査する。調査の結果、事業に起因すると判明した場合は補償することとしている。</p> <p>原因が特定できない場合、単純に補償されないのではなく、事業者が真摯に対応し、双方の納得がいくよう協議される。</p>
<p>第6条</p> <p>(公害防止等)</p> <p>乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、法令等の</p>	<p>事業者は、風力発電施設の設置及び運営にあたり法令等を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるもの。</p>

	<p>規定を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。</p> <p>(事業活動の廃止等)</p> <p>乙は、本件事業を廃止又は休止しようとするときは、甲と事前協議するものとする。</p> <p>2 事業実施期間終了後または事業実施期間の途中で本件事業を廃止する場合、乙は、自己の費用と責任において、事業実施区域の地権者との借地契約に従って、風力発電施設の解体・撤去等を行うものとする。</p> <p>(地元からの優先的な物品等の調達)</p> <p>乙は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、地元から優先的に物品調達や雇用等を行い、地域経済の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>町と事業者の条件付地上権設定契約書第9条において、地上権が消滅した場合、事業者は、消滅した日から18か月以内に、地上権対象土地上に設置した物を撤去した上で、町に地上権対象土地を明け渡すとしている。</p> <p>本条文では、事業を廃止または休止するときは町に事前協議し、廃止時には事業者の費用と責任において、解体・撤去をすることとしている。</p> <p>事業者は、風力発電施設の設置及び運営にあたり、地元からの優先的な物品調達、雇用等を行い、地域経済の発展に寄与するよう努める。</p> <p>これまでの工事において、建設会社、林業会社、燃料会社、コンクリート会社等の町内企業が活用されており、稼働後は地元からの雇用が予定されている。</p>
第9条	<p>(地域貢献等)</p> <p>乙は、本件事業の実施にあたり、甲と協議し、自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援、環境教育などに資する地域貢献を積極的に行うものとする。</p> <p>2 乙は、甲に対し、自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援などを目的として、事業実施期間中、毎年4月末までに当年度分10,000,000円の寄付を実施する。</p>	<p>事業者は、町と協議し、町や地域に対して自然環境の保全、農林業の振興、集落支援、市民活動の支援、子育て支援、環境教育などに資する地域貢献を積極的に行うものとする。</p> <p>また、町に対し、毎年1千万円の寄付が実施される。</p> <p>これまで、土地所有者に対する相続登記の助成、地元組合管理地の農道復旧、地元振興会の集会所改修などが行われている。</p> <p>別途、JRE本社による地域貢献として、他地域では高校生への奨学金制度の実施や新小学生へのランドセル購入補助が行われており、本事業においても同様の支援が検討されている。</p>
第10条	<p>(取付道路等の利用)</p> <p>乙は、町内の林業振興及び森林整備の推進のために協力するものとする。なお、本事業により整備した取付道路及び管理用道路の利用の申し入れがあった場合は甲乙協議のうえ決定する。</p>	<p>事業者は、町内の林業振興及び森林整備の推進のために協力する。事業により整備した取付道路及び管理用道路の利用の申し入れがあった場合には、町と協議の上決定する。</p>

<p>第 11 条</p>	<p>乙は、町内で災害等により停電が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が所有する施設に対して、法制度の変更等により、一時的な電力供給等が可能になった場合には、これを積極的に検討するものとする。</p>	<p>災害等により停電が発生し、又は発生するおそれがある場合、現状では電力の供給ができないが、今後、法制度の変更等により公共施設への供給が可能となった場合には、積極的に検討するものとする。</p>
<p>第 12 条</p>	<p>(地位の承継) 乙は、本事業を第三者に譲渡する場合、事前に甲に報告するとともに、本協定書に定める乙の地位を当該第三者に承継するものとする。</p>	<p>事業者は、本事業を第三者に譲渡する場合、事前に町に報告するとともに、本協定書に定める事業者の地位を当該第三者に承継するものとする。</p>
<p>第 13 条</p>	<p>(有効期間) この協定の有効期間は、協定締結の日から乙が本件事業を終了し風力発電施設が撤去された日までとする。</p>	<p>この協定の有効期間は、協定締結の日から乙が本件事業を終了し風力発電施設が撤去された日までとする。</p>
<p>第 14 条</p>	<p>(その他) この協定に関して、疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。</p>	<p>この協定に関して、疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。</p>